

障害福祉サービス事業者等 事業所指定時研修

令和5年（2023年）3月

姫路市役所 監査指導課

次第

1. 事業開始にあたって行うこと
2. 国民健康保険団体連合会（国保連）への登録手続について
3. 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続について
4. 障害者支援施設等の災害時情報共有システムについて
5. 避難確保計画の作成等について
6. 事業開始後の事務手続について
7. 適切な事業運営について
8. 障害者虐待の防止について

1. 事業開始にあたって行うこと

- ・ 国民健康保険団体連合会（国保連）への登録手続
- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続
- ・ 指定権者（姫路市）への届出が必要な事項の確認
- ・ 指定基準や報酬算定上の留意事項の確認
- ・ 指定権者（姫路市）が発信する情報及び問い合わせ方法の把握

2. 国民健康保険団体連合会（国保連）への登録手続

報酬請求（電子請求）を行うため、国保連への登録が必要です。

国保連「電子申請受付システム」のウェブサイト（下記のURL）の「はじめての方」欄 にアップロードされた「電子請求をはじめる前に」をご確認いただき、登録方法や請求事務の流れについてご確認ください。

関連資料やFAQも掲載されていますので、合わせてご確認ください。

「電子申請受付システム」

URL : <https://www.jshien.e-seikyuu.jp/Shinsei/main>

3. 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続について

指定障害福祉サービス等事業者は、情報公表対象となるサービス等の提供を開始しようとするとき、情報公表対象サービス等情報を姫路市に報告しなければなりません。

(障害者総合支援法第76条の3第1項/児童福祉法第33条の18第1項)

【概要】

- ・ 新規指定を受けた障害福祉サービス等の事業者は、下記の①について、**新規指定後1か月以内**に障害福祉サービス情報公表システムを通じて姫路市へ報告します。
- ・ 既に指定を受けている障害福祉サービス等の事業者は、下記の①②について、**5月～7月**に障害福祉サービス情報公表システムを通じて姫路市へ報告します。

①基本情報

事業所の所在地、従業員数、営業時間、事業所の事業内容等

②運営情報や障害福祉サービスに関する具体的な取組みの状況

関係機関との連携、苦情対応の状況、安全管理の取組状況

- ・ 姫路市は、システムを通じてワムネットに公表を依頼し、利用者がワムネットに公表された情報を閲覧できるようになります。

【対象となるサービス】

右資料下部に記載された1～29のサービス

障害福祉サービス等事業者さまへ

障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続のご案内

平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行されました。

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、① 事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、② 都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設しました。

障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります

障害福祉サービス等の施設・事業者

都道府県等

利用者

報告

閲覧 (インターネット)

反映

調査

必要に応じて調査

指定後1か月以内

○ 障害福祉サービス等情報の公表
施設・事業者から報告された情報を集約し、公表。

○ 障害福祉サービス等情報の調査
新規指定時、指定更新時、虚偽報告が疑われる場合などにおいて、必要に応じ訪問調査を実施し、結果を公表に反映。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都道府県、報告する必要がある。

○ 下記サービス（基準該当サービスは除く）の指定を受けている事業者及び当年度中に新規指定を受けてサービスを提供しようとする事業者が報告の対象となります。

1. 居宅介護	6. 生活介護	11. 自立訓練（生活訓練）	16. 就労定着支援	21. 地域相談支援（定着）	26. 放課後等デイサービス
2. 重度訪問介護	7. 短期入所	12. 宿泊型自立訓練	17. 自立生活援助	22. 福祉型障害児入所施設	27. 居宅訪問型児童発達支援
3. 同行支援	8. 重度障害者等包括支援	13. 就労移行支援	18. 共同生活援助	23. 医療型障害児入所施設	28. 保育所等訪問支援
4. 行動支援	9. 施設入所支援	14. 就労継続支援 A 型	19. 計画相談支援	24. 児童発達支援	29. 障害児相談支援
5. 療養介護	10. 自立訓練（機能訓練）	15. 就労継続支援 B 型	20. 地域相談支援（移行）	25. 医療型児童発達支援	

厚生労働省

3. 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続について

【具体的な流れ（新規指定申請後）】

手順1

- ・ 姫路市の担当者が、指定申請書類の内容に基づき情報公表システムに法人の基本情報等を入力すると、システムへのログインIDとパスワードを記載した電子メールが情報公表システムから事業者あてに自動配信されます。

手順2

- ・ 情報公表システムへログインし、事業所の詳細情報を入力してください。
- ・ 入力後、入力内容を確認した上で姫路市へ報告（承認依頼）をしてください。報告の処理は、情報公表システムの機能を使って行います。
- ・ 姫路市は、申請内容の確認及び内容に不足等があれば差し戻し処理を行いますので、必要に応じ、修正の上再度報告してください。
- ・ 内容に問題が無ければ、姫路市による承認処理を経て、報告内容がワムネットに公表されます。

※ 1 資料7「障害福祉サービス等情報公表システムについて」を合わせてご確認ください。

※ 2 指定後1か月以内に報告を完了するようご注意ください。



4. 障害者支援施設等の災害時情報共有システムについて

【システムの概要】

災害発生時に被災した障害者支援施設等の被害状況などを国、自治体が共有し、災害対応のための業務を行うために構築されたシステムです。

【システムの利用者】

- 施設（事業所）：障害福祉サービス事業所等
災害における被災情報を本システムに入力します。
- 市区町村：政令指定都市、中核市以外の市区町村
事業所で被災情報を入力できない場合に、事業所の代理で被災情報を入力します。
- 都道府県等：都道府県、政令指定都市、中核市
国から災害の発生連絡を受けた際に、自管轄下の自治体・事業所に向けて被災状況の報告指示を出します。また、施設情報の登録・更新を行います。
- 国
災害発生時に災害情報を本システムに入力します。



出典:WAM NETウェブサイト「障害者支援施設等災害時情報共有システム関係連絡版」

4. 障害者支援施設等の災害時情報共有システムについて

【具体的な流れ】

姫路市（右図の「都道府県等」）から届いたメールに記載されたURLでシステムにアクセスし、被災状況を入力します。

【システム登録の要件】

本システムの対象となる施設・事業所の情報は、情報公表システム（5ページ参照）に登録された情報から連携されるので、情報公表システムで公表されていない施設・事業所は、本システムの対象とならず、災害発生時にシステムを活用した被災状況報告が行えなくなります。

情報公表システムにおいて未登録や未公表の事業所は、速やかに入力してください。

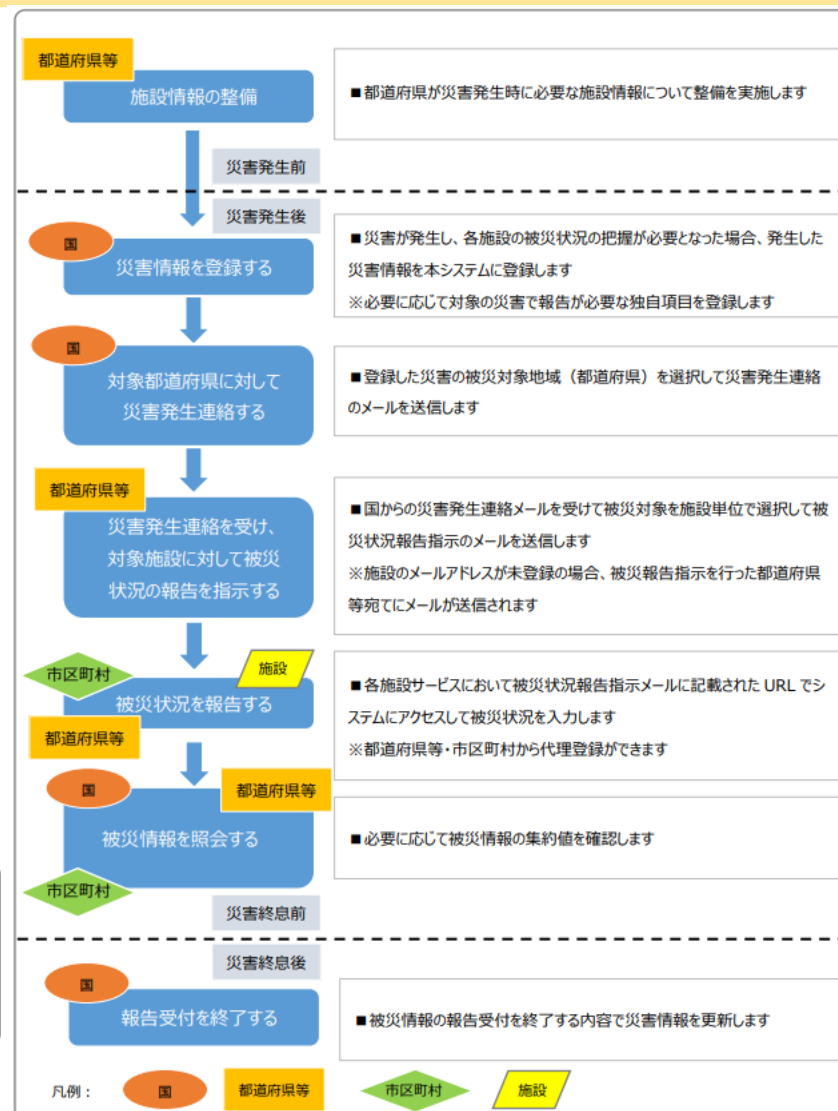
【システム登録の方法】

下記の姫路市障害福祉課ホームページをご確認ください。

【姫路市ホームページ】

障害者支援施設等災害時情報共有システム

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000023401.html>



出典:独立行政法人医療福祉機構「障害者支援施設等災害時情報共有システム操作説明書」

5. 避難確保計画の作成等について

【制度の概要】

「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法が」平成29年6月19日に改正され、想定浸水区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務になりました。

【該当する事業所（要配慮者利用施設）】

障害福祉サービス事業所等（右図の「例えば」を参照）

※義務付け対象施設は、姫路市地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設

※居宅介護等の居宅系、計画相談支援等の相談系は対象外

【義務化された内容】

- ・ 避難確保計画の作成
- ・ 市町村長への報告（計画の提出）
- ・ 避難訓練の実施

【制度の具体的内容について】

下記の姫路市危機管理室ホームページをご確認ください。

【姫路市危機管理室ホームページ】

避難確保計画について

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004087.html>



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

出典:国土交通省パンフレットより抜粋

例えば

- | | | | |
|----------------------|----------------------------|-----------------------|----------|
| (社会福祉施設) | ・ 老人福祉施設 | ・ 児童福祉施設 | |
| ・ 有料老人ホーム | ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | ・ 障害児通所支援事業の用に供する施設 | |
| ・ 身体障害者社会参加支援施設 | ・ 障害者支援施設 | ・ 児童自立生活援助事業の用に供する施設 | |
| ・ 地域活動支援センター | ・ 福祉ホーム | ・ 放課後児童健全育成事業の用に供する施設 | |
| ・ 障害福祉サービス事業の用に供する施設 | ・ 保護施設 | ・ 子育て短期支援事業の用に供する施設 | |
| | | ・ 一時預かり事業の用に供する施設 | |
| | | ・ 児童相談所 | |
| | | ・ 母子・父子福祉施設 | |
| | | ・ 母子健康包括支援センター 等 | |
| (学校) | ・ 幼稚園 | ・ 義務教育学校 | ・ 特別支援学校 |
| ・ 小学校 | ・ 高等学校 | ・ 高等専門学校 | |
| ・ 中学校 | ・ 中等教育学校 | ・ 専修学校 (高等課程を置くもの) 等 | (医療施設) |
| | | | ・ 病院 |
| | | | ・ 診療所 |
| | | | ・ 助産所 等 |

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

6. 事業開始後の事務手続について

(1)概要

【概要】

事業開始後、事業を運営する中で、指定権者である姫路市に届け出る必要がある変更が生じたとき、

「どんな変更が生じたときに変更届が必要なのか」

「ホームページのどこに説明や様式が掲載されているか」

「届出に必要なになる提出書類は何か」

「提出期限はいつか」

「加算の相談等はどこに問い合わせをするべきか」

といった事項について、説明資料でご確認いただけます。

- ※ **変更届、介護給付費等算定に係る体制に関する届出についての詳細は、資料2「変更届等の届出事項について（指定時研修資料②）」をご確認ください。**

6. 事業開始後の事務手続について

(2) 姫路市ホームページについて

姫路市では、障害福祉サービス等事業者向けの情報を、下記のホームページ上で発信しています。届出の様式をはじめ、制度改正に関すること等の情報を掲載していますので、ご確認ください。

障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業に関するお知らせ

※ 障害福祉サービス事業者等に関する情報を掲載しています

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003111.html>



障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業の届出関係

※ 新規指定・指定更新、変更・休止・廃止等を行う場合の届出について掲載しています

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002509.html>



「障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業の届出関係」のページに、ホームページリンク集（PDFファイル）を掲載しています。ご活用ください。

6. 事業開始後の事務手続について

(3) 問い合わせについて

【留意事項】

- ・ 事業所の指定基準や報酬関係等に関する質問については、**できるだけメールまたはFAXを活用してください。**質問にあたっては、質問票（ホームページの様式）をご活用くださいますよう、お願いします。
- ・ 質問内容については、**事業所においてあらかじめ指定基準、報酬告示、Q&A等(下記URLにリンクを掲載)を確認・把握をしていただき、なお不明な点に限定して質問してください。**
- ・ 質問に対する回答は、当課で確認後、メールまたは電話で回答します。質問内容によっては、回答に時間を要する場合があります。
- ・ 電話での問い合わせ又は面談予約なく当課を来訪しての問い合わせは、担当者が回答できない場合があります。
- ・ **障害福祉サービス等の事業者からの問い合わせに対する回答の正確性を確保するとともに、効率的な事務処理を図るため、ご協力をお願いします。**

【問い合わせ先】

- ・ **変更届・届出が必要な加算について**
姫路市 監査指導課 障害指定担当
ホームページ <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020301.html>
メールアドレス syougai-kansashido@city.himeji.lg.jp
電話番号 079-221-2497 / ファクス 079-221-2487
- ・ **届出が必要でない加算について**
姫路市 障害福祉課 請求担当
メールアドレス syogaif@city.himeji.lg.jp
電話番号 079-221-2454 / ファクス 079-221-2374
- ・ **受付時間**：平日の8時35分～12時、13時～17時20分（祝日、年末年始を除く）

6. 事業開始後の事務手続について

(4)廃止・休止における注意事項について

- ・事業を廃止、休止しようとするときは1月前までに、
- ・休止した事業を再開したときは10日以内に、『廃止・休止・再開届出書』を提出すること。

「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」参照
(平成29年7月28日厚生労働省事務連絡)

- 事業の廃止又は休止の届出をしたときは、届出の日前一月以内にサービスを受けていた者で、引き続きサービス提供を希望する者に対し、他の事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。（障害者総合支援法43条第4項、児童福祉法第21条の5の19第4項）
- 廃止・休止届の記載事項の追加
 - ・現にサービスを受けている利用者に対する措置
 - ・現にサービスを受けている利用者の氏名、連絡先、受給者証番号、引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
 - ・引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し、サービスを継続的に提供する他の事業者の名称

6. 事業開始後の事務手続について

(5)指定の更新について

指定の有効期間は、6年。

※6年ごとに更新を受けなければ、指定の効力を失う。

(申請書類等は、ホームページ掲載の『指定障害福祉サービス事業所等の指定更新に係る申請について』を参照のこと。)

※同一事業者で複数のサービスの指定を受けており、それぞれの指定の有効期限が異なる場合、指定の更新を6年未満で行うことを妨げるものではなく、それらの指定の有効期限をあわせて更新することができる。希望があれば、事前に相談すること。

6. 事業開始後の事務手続について

(6)業務管理体制の届出

障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）及び児童福祉法の改正により、障害者（児）施設・事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、各事業者に対し法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられています。

（根拠法・条文ごとに届け出る必要があるため注意すること。）

区分と届出先一覧	
区分 (事業所等の数は法令の区分毎にカウントする)	届出先
姫路市以外の事業所等が 兵庫県以外 に所在する事業者	厚生労働省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
姫路市以外の事業所等が 兵庫県内 に所在する事業者	法人所在地を管轄する 兵庫県健康福祉事務所
事業所等の すべてが 「姫路市」市内 に所在する事業者	姫路市（監査指導課）

6. 事業開始後の事務手続について

(7)実施主体法人の変更について

- ① 法人格が変更となる場合は、指定を受けた従前の法人の事業所は「**廃止**」の**取扱い**となり、**新たに新法人で指定を受ける必要がある**ので、速やかに相談すること。

【例】 N P O法人 から 株式会社 へ
N P O法人 から 一般社団法人 へ

- ② 法人の名称変更である場合は、変更届を提出すること。

※ 法人格が変更となる場合は、新規指定申請の事前協議のスケジュールによるため、早めに相談すること。

7. 適切な事業運営について

指定を受けた事業者は、法に規定するサービス等を適切に実施するため、定められた基準を遵守し、その運営の向上に努めなければなりません。

事業者は、各サービスごとに定められた基準や算定する加算の要件等を理解するとともに、運営状況を適宜自己点検するなどして、適切な運営を行ってください。

詳細は、下記の資料を参照してください。

障害福祉サービス等事業者：資料3「指定障害福祉サービス等事業者の適切な事業運営について」

障害児通所支援事業者：資料4「指定障害児通所支援事業者の適切な事業運営について」

8. 障害者虐待の防止等について

- 障害者虐待防止に係る取組みの義務化 **【令和4年4月1日から】**
 - ➔ 委員会の開催、研修の実施、責任者の配置 等
- 身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化 **【令和4年4月1日から】**
 - ➔ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施 等

下記の資料を参照し、事業所の取組み内容を再確認し、適正運営に努めてください。

【特に留意すべき事項】

身体拘束廃止未実施減算の新設（令和5年4月から全サービス適用）

下記の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算（身体拘束廃止未実施減算 5単位/日）

- ①身体拘束等の記録の整備
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催（年1回以上）、結果を従業者に周知徹底
- ③身体拘束の適正化のための指針の整備（該当者がいる場合の事務フローや様式の作成を含む）
- ④従業者への研修実施（年1回以上）

※事実が発生した月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について減算。

※該当者がいなくても、②～④の要件を満たしていない場合は、減算対象となります。

**資料6「令和3年度報酬改定で義務化されたものについて（注意喚起）」
及び令和4年12月の集団指導資料「障害者虐待防止・身体拘束の適正化について」を改めてご確認ください。**